

		質 問 事 項					
		1 業者選定にあたって	2 システム関連について	3 委託業務の報告について	4 業務委託契約書について	5 情報提供制度の運用について	
		<p>①入札か随意契約かどちらでしょうか。</p> <p>②PマークやISMS認証取得の有無と、未取得の場合の選別理由。(選別された事業者が未取得で、落選事業者に取得者があった場合は特に。)</p> <p>以上を少なくとも審議会にはオープンにしていた方が良い。後者を事業者選別の要件とすることは現実的ではないと思いますが、取得有無事実の情報提供はあって良いと思います。(町側の説明責任と事業者側の取得インセンティブにつなげればなおよし)</p>	<p>①「健康管理システム特定保健指導システム対応業務」及び「子ども子育て支援システム保育料未納対応業務」について、覚書第14条1項の報告はされていますか。また、本件は、島本町個人情報保護条例第15条に抵触していませんか。</p>	<p>②本業務について島本町個人情報保護条例第10条第5項の登録簿は作成されていますか。</p>	<p>本件報告は「すみやかに」とありますが、契約後かなりの期間が経過していますが問題はないですか。事後報告の意味は何ですか。</p>	<p>業務委託契約書は、指定書式で、その委託業者との契約を取り交わす時でも変わらないと思いますが、委託内容や委託先によって、業務委託契約書の条文の文言を変更することはありますか。また、本条文を変更しない場合でも、特記事項や、付帯事項として、契約書内に付記されることはありますか。契約書自体が統一書式の場合は、委託先によって変更しなければならない点は、「覚書」や「仕様書」で運用されているのですか。</p>	<p>本件による情報提供は何件ですか。</p> <p>今後、課長級の管理職及び窓口担当者等の全庁内で情報提供業務にかかわる職員について、本情報提供制度の運用に関する判断等、研修・教育の機会を持ち、本制度を熟知され、適切な対応・運用をされたい。</p>
各課からの回答	総務・債権管理課	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	Pマーク及びISMS認証の取得を事業者の選定条件にはしていませんが、本業務の委託事業者については、これらを取得済みの事業者となります。	これらの業務は、大阪府自治体クラウド導入業務にて運用中の基幹システムのカスタマイズに係る構築及び保守業務であり、月毎の業務完了届により覚書14条第1項の報告を踏まえた履行確認を行っております。また、実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機とを通信回線により結合されたオンラインを用いて、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものがいつでも入手可能な状態でないことから、島本町個人情報保護条例第15条に抵触しないものと認識しております。			
	環境課	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第3号)	Pマーク、ISMS認証 なし。 町内障害者就労施設等からの調達であり、他事業所が受注不可であったため(見積1社)				
	教育総務課	随意契約 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	契約業者はPマーク、ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)の認証を受けています。				
	コミュニティ推進課				<p>本件報告につきましては、法的義務等がないことなどから、運用上、前年度に契約を締結した事務について、次年度の最初の審議会で報告している状況となっています。本件については、平成15年度に委託先における個人情報保護にかかる措置義務や罰則などが設けられたことにより、審議会への意見聴取から報告事項に見直された経緯があります。</p> <p>近年では、当時よりも民間事業者の法的な個人情報保護に係る措置義務が厳しくなっており、事業者においてもさらに適切な対策が図られているものと考えられることから、本条項については、近年の個人情報保護にかかる実情に沿った内容への見直しを検討する必要があるものと考えております。</p>	<p>業務委託契約書につきましては、財政課で標準的な契約書を作成しています。ただし、案件ごとの契約内容に応じて、契約書の文言等の修正を行うことがあります。特記事項及び付帯事項を定める必要がある場合は、仕様書に記載するケースが多いものと認識しております。</p>	<p>令和3年6月25日付けで「住民の求めに応じた情報の提供に関する要領」を施行しており、施行日から9月27日時点までの間に本制度に基づき3件の情報提供を行っています。</p>